

木島平村原油等高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、材料価格・燃料価格の高騰の影響を受けている事業者に対し、木島平村原油等高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年7月1日現在で村内に住所を有する個人及び法人
- (2) 村税等の滞納がない者

(補助金の額)

第3条 第1条に規定する補助金の額は次のとおりとする。ただし、申請者が法人の場合は、令和4年7月以前に終了した直近事業年度における法人税申告に基づく売上（収入）高による。

令和3年所得税申告又は令和4年度分村県民税申告に基づく事業収入額	補助金の額
100万円以上300万円未満	3万円
300万円以上500万円未満	5万円
500万円以上1,000万円未満	10万円
1,000万円以上	20万円

(補助金交付の申請)

第4条 第2条に規定する補助金交付対象者が、前条に規定する補助金を申請するときは、木島平村原油等高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添付して、令和4年10月31日までにを行うものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第5条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受け取った場合には速やかに内容を確認のうえ、交付の可否を決定し、木島平村原油等高騰対策補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。併せて、交付決定された申請者には補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第6条 村長は、補助金交付対象が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(様式第1号) (第4条関係)

木島平村原油等高騰対策補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

木島平村長 様

申請者 住 所
個人又は法人名
代表者氏名(法人の場合)
電 話

次のとおり木島平村原油等高騰対策補助金の交付を申請します。また、交付決定があった後は、交付決定された補助金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

交 付 申 請 額	円	
振 込 先 口 座	金融機関名	
	支所・支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義	

(添付書類)

(個人の場合)

・令和3年分所得税確定申告書(第1表)又は、令和4年度分村民税申告書

(法人の場合)

・令和4年7月以前に終了した直近事業年度における法人税申告書(法人事業概況説明書)の写し

(様式第2号) (第5条関係)

令和 年 月 日

様

木島平村長

木島平村原油等高騰対策補助金交付・不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、木島平村原油等高騰対策補助金を下記のとおり決定します。

記

- 1 交付の可否 交付します・交付しません
- 2 交付の決定額 _____ 円
- 3 不交付の理由
- 4 交付の条件 補助金の交付申請内容が適切でないと認めるときは、
交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずる。